

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年11月20日
【事業年度】	第6期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	株式会社ベリサーブ
【英訳名】	VeriServe Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浅井 清孝
【本店の所在の場所】	東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
【電話番号】	03（5909）5700
【事務連絡者氏名】	取締役経理・広報IR統括部長 高橋 豊
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区西新宿六丁目24番1号
【電話番号】	03（5909）5700
【事務連絡者氏名】	取締役経理・広報IR統括部長 高橋 豊
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月25日に提出いたしました第6期（自平成18年4月1日 至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

- 第一部 企業情報
  - 第3 設備の状況
    - 1 設備投資等の概要
  - 第4 提出会社の状況
    - 5 役員の状況
    - 6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第3【設備の状況】

##### 1【設備投資等の概要】

（訂正前）

当事業年度の設備投資の総額は、117,035千円となりました。これらは主に、本社建物附属設備として株式会社CSKホールディングスからの買い取り、システム検証サービス用パソコン等の購入、社内システム及びプログラム検証サービスツール構築のためのソフトウェアの購入が含まれております。

（訂正後）

当事業年度の設備投資の総額は、120,967千円となりました。これらは主に、本社建物附属設備として株式会社CSKホールディングスからの買い取り、システム検証サービス用パソコン等の購入、社内システム及びプログラム検証サービスツール構築のためのソフトウェアの購入等が含まれております。

## 第4【提出会社の状況】

### 5【役員の状況】

(訂正前)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
(略)						
取締役		福山 義人	昭和24年12月20日生	昭和47年4月 コンピューターサービス株式会社(現 株式会社CSKホールディングス)入社 昭和63年12月 株式会社CSK(現 株式会社CSKホールディングス)取締役西日本支社支社長室長兼採用本部西日本採用部長 平成6年6月 同社常務取締役人事本部長 平成12年6月 同社専務人事本部長兼総務本部長兼財務本部長 平成14年6月 同社代表取締役副社長 平成15年6月 同社取締役 平成16年7月 同社代表取締役 平成16年10月 同社代表取締役会長 平成17年10月 株式会社CSKホールディングス代表取締役社長(現任) 平成18年6月 当社取締役(現任) (他の法人等の代表状況) 株式会社CSKホールディングス代表取締役社長	(注) 3	40

(訂正後)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
(略)						
取締役		福山 義人	昭和24年12月20日生	昭和47年4月 コンピューターサービス株式会社(現 株式会社CSKホールディングス)入社 昭和63年12月 株式会社CSK(現 株式会社CSKホールディングス)取締役西日本支社支社長室長兼採用本部西日本採用部長 平成6年6月 同社常務取締役人事本部長 平成12年6月 同社専務人事本部長兼総務本部長兼財務本部長 平成14年6月 同社代表取締役副社長 平成15年3月 当社取締役 平成15年6月 株式会社CSK(現 株式会社CSKホールディングス)取締役 平成16年7月 同社代表取締役 平成16年10月 同社代表取締役会長 平成17年6月 当社取締役退任 平成17年10月 株式会社CSKホールディングス代表取締役社長(現任) 平成18年6月 当社取締役(現任) (他の法人等の代表状況) 株式会社CSKホールディングス代表取締役社長	(注)3	40

## 6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(1) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況

(訂正前)

①～⑥ 省略

(訂正後)

①～⑥ 省略

### ⑦ 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また取締役の選任決議は累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

### ⑧ 取締役会で決議をすることのできる株主総会決議事項

当社は、資本政策を機動的に行うために、会社法第454条第5項の規定による剰余金の配当(中間配当)及び会社法第165条第2項の規定による市場取引等による自己株式の取得を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。